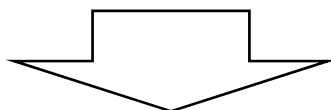


地方消費税率の引上げ時期(改正案)

- 地方消費税率22/78(消費税率換算2.2%)への引上げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更
- 上記に伴い、引上げ分の税収が平年度化するまでの間の経過措置としての引上げ分(社会保障財源)と従来分(一般財源)の割合についても変更

	現行	平成29. 4. 1~30. 3. 31	平成30. 4. 1~
地方消費税率	17 / 63 (消費税率換算1.7%)	22 / 78 (消費税率換算2.2%)	
引上げ分 (社会保障財源)	7 / 17 (消費税率換算0.7%)	9 / 19	12 / 22 (消費税率換算1.2%)
従来分 (一般財源)	10 / 17 (消費税率換算1.0%)	10 / 19	10 / 22 (消費税率換算1.0%)



[変更後(案)]

※下線部が変更点

	現行	<u>平成31. 10. 1~32. 3. 31</u>	<u>平成32. 4. 1~33. 3. 31</u>	<u>平成33. 4. 1~</u>
地方消費税率	17 / 63 (消費税率換算1.7%)	22 / 78 (消費税率換算2.2%)		
引上げ分 (社会保障財源)	7 / 17 (消費税率換算0.7%)	<u>7 / 17</u>	<u>11 / 21</u>	12 / 22 (消費税率換算1.2%)
従来分 (一般財源)	10 / 17 (消費税率換算1.0%)	<u>10 / 17</u>	<u>10 / 21</u>	10 / 22 (消費税率換算1.0%)

(注) 上記のほか、所要の規定の整備を行うとともに、消費税に係る地方交付税法定率の改正規定の手当を行う

車体課税の見直し(消費税率10%段階の措置)(改正案)

車体課税の見直し

- 消費税率(国・地方)10%段階の措置として、車体課税の見直しに係る措置を平成28年度改正法により手当て
 - ・ 自動車取得税の廃止
 - ・ 自動車税・軽自動車税への環境性能割の導入 等
- ※環境性能割の税率区分については、2年毎に見直し

平成28年度改正法

施行日 平成29年4月1日

改正案

- 消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、施行日を平成31年10月1日に延期
- 環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直し

(※)あわせて、平成31年10月1日までの間に講ずることとしていた環境性能割の特例措置等に係る所要の規定の整備を行う。

(参考)「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」(抄)(平成28年8月2日 自由民主党・公明党)

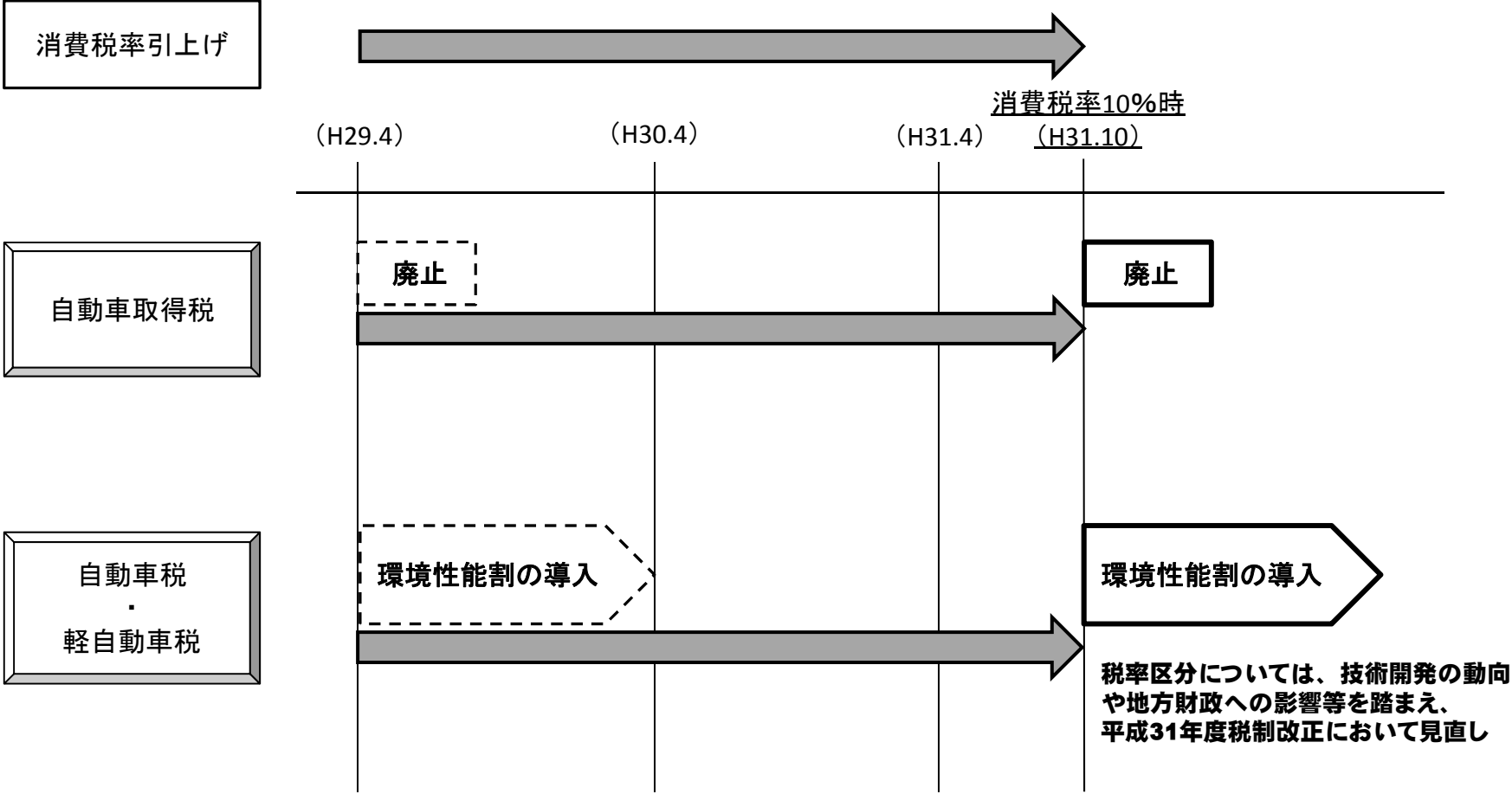
第一 基本的考え方

4 車体課税の見直し

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成31年10月1日に延期する。

環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直しを行う。

車体課税の見直し時期（改正案）



※平成28年度末で期限切れとなる自動車取得税におけるエコカー減税及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直しについては、平成29年度税制改正において議論

地方法人課税の偏在是正(消費税率10%段階の措置)(改正案)

地方法人課税の偏在是正

- 消費税率(国・地方)10%段階の措置として、地方法人課税の偏在是正措置を平成28年度改正法により手当て
 - ・ 法人住民税法人税割の税率引下げ(都道府県:3.2%→1.0%、市町村:9.7%→6.0%)
 - ・ 地方法人税(国税)の税率引上げ(4.4%→10.3%)
 - ・ 地方法人特別税・譲与税制度の廃止
 - ・ 法人事業税交付金制度の創設 等

平成28年度改正法

施行日 平成29年4月1日

改正案

消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、施行日を平成31年10月1日に延期

(※)あわせて、税率改正に係る平年度化までの間の取扱い、譲与税の廃止時期等に係る所要の規定の整備を行う。

(参考)「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」(抄)(平成28年8月2日 自由民主党・公明党)

第一 基本的考え方

5 地方法人課税の偏在是正

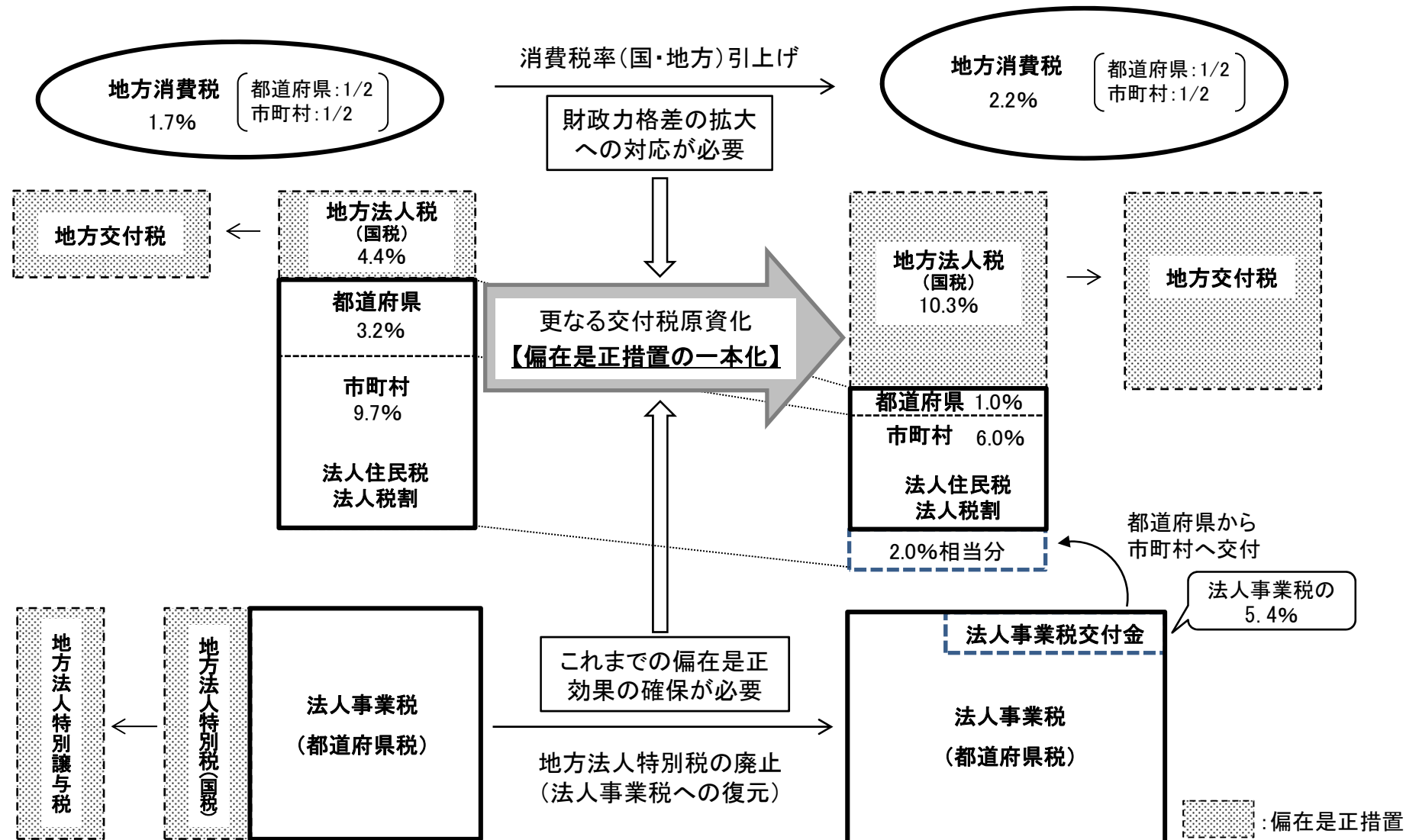
消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正に係る措置の施行日を平成31年10月1日に延期する。

地方法人課税の偏在是正(消費税率10%段階の措置)の実施時期(改正案)

平成29年4月1日施行

改正案

平成31年10月1日施行



消費税率引上げ時期の変更を踏まえた個人住民税の住宅ローン減税措置の延長(改正案)

現行では平成31年6月末までの適用期限とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その適用期限を平成33年12月31日まで2年6ヶ月延長する。
 ※ 現行同様、この措置による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

